

「新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査」
業務委託仕様書

本仕様書は、グローバルぶどう輸出産地協議会（以下「甲」という。）が発注する「新栽培方式(根域制限栽培)による品質向上に関する調査」業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 目的

- ・ 露地栽培がメインとなっている山梨県において、新たな栽培方法である根域制限栽培を導入し、先進的な栽培技術を普及させることで、地域全体の果樹生産力の向上が期待される。今年度、根域制限栽培を導入する中で、本調査により根域制限栽培の導入が及ぼす品質向上の効果検証を定量的に行うことで、全国のぶどう農家が根域制限栽培の導入を行うために必要な情報提供を行うとともに、動画マニュアルにて整理し、根域制限栽培の導入が容易となることを目的とする。

2 委託業務内容

(1) 事前調査

- ・ 品質向上に関する既存の研究データや技術レポートの文献を調査し、対象圃場に適用可能な技術や知見を特定する。
- ・ 根域制限栽培を導入した際の効果を収量と品質の観点等から評価する。

(2) データ蓄積・分析

実際の圃場にて、シャインマスカットの等級基準・糖度・結実具合等を満たしているかをモニタリングしながらデータ蓄積・分析を行う。

- ・ 山梨県及び茨城県内のアグベル指定圃場にて同一条件下（樹齢）にて栽培を行い、従来の露地栽培と根域制限栽培と比較して、収量と品質（等級の割合）に関するデータを取得する。
- ・ 調査対象の圃場から定期的にデータを収集し、統計的手法を用いて分析。品質・防除効果等について露地栽培と根域制限栽培の違いを評価し、改善点を洗い出す。
- ・ なお、分析及び評価の観点は甲と協議の上で決定する。

(3) 動画マニュアル制作

- ・ ぶどう産地の品質向上に向けて、本業務委託のアウトプットとして動画マニュアルを制作し、新規就農者等が使えるツールを整備・普及する。

(4) その他

- ・ 別途公募実施を行う「新栽培方式(根域制限栽培)による生産性向上に関する調査及び検討会実施業務」と連携を行い、情報共有を図る。

3 委託業務の実施場所

- ・ 圃場検証・分析を行う際にはアグベル株式会社の山梨県及び茨城県内圃場

4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

5 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議の概要を乙が取りまとめ、甲に確認を求めるものとする。

6 成果物の提出

(1) 報告書

乙は、報告書を、令和7年2月28日までにワード形式、エクセル形式又はパワーポイント形式で提出すること。

(2) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて甲のものとし、甲が承諾した場合を除き、乙は成果物を公表してはならない。

7 再委託

乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 委託金額

委託料は、5,000,000円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。

9 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

10 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、報告書の提出をもって業務完了の報告を行ったものとする。

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めに応じ、受託業務の処理状況について随時報告する。

11 その他

(1) 乙は、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

(2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報保護法に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報に保護に努めるものとする。

(3) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等を求めることができるものとする。

(4) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容の一部変更可能とする。

12 実施スケジュール(予定)

時期	委託業務
令和6年	
11月下旬	公募型プロポーザル実施
12月上旬	プロポーザル審査
12月中旬	委託業者決定、契約締結
	委託業者との調整、打合せ
12月中旬～	調査・分析
令和7年	報告書提出
2月～	業務完了報告書提出